

舞鶴市議会基本条例（素案）の概要

1 制定の背景

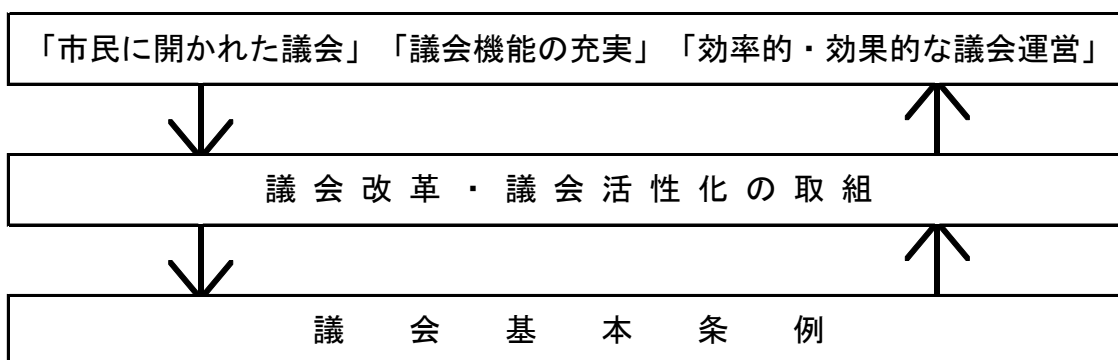
市長と同じ方法（市民の直接選挙）で選ばれた市民の代表である議員とその議員で構成する議会には、市民の負託（信頼）に応える責務があります。

また、その責務を果たすため、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、行政の監視・評価機能の充実を図り、舞鶴市の意思決定機関として最善の決定を行う必要があります。

これに加えて地方分権の進展に伴い地方議会の責務や役割がますます重要となる中、舞鶴市議会では、議員の任期4年間の活動方針や具体的な取組を定めた「議会活動基本計画」を策定し、各種の改革に取り組んできました。

これまでの取組を後戻りさせることなく、また、これまでも増して「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」に向けて邁進することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを固く決意し、舞鶴市議会における最高規範として、舞鶴市議会基本条例を策定することとしました。

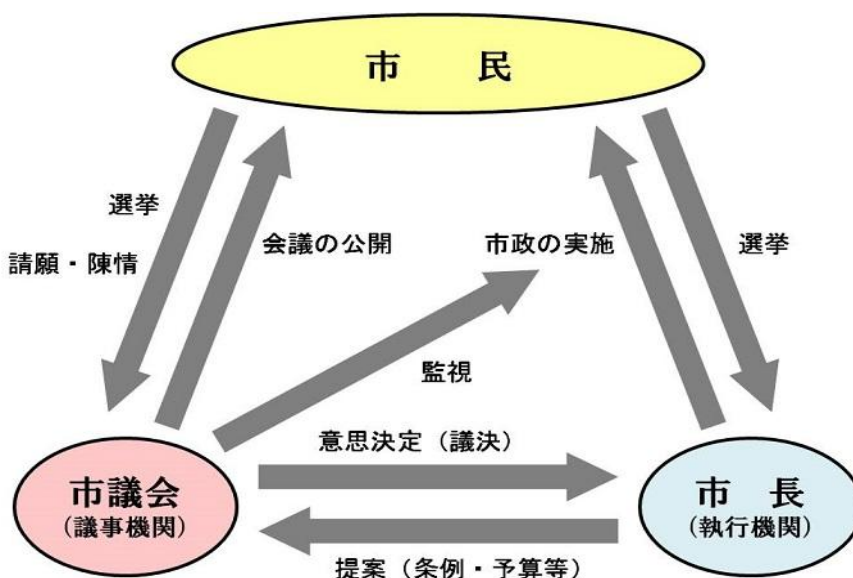
～ 議会基本条例と議会活動との関係 ～



2 条例の目的

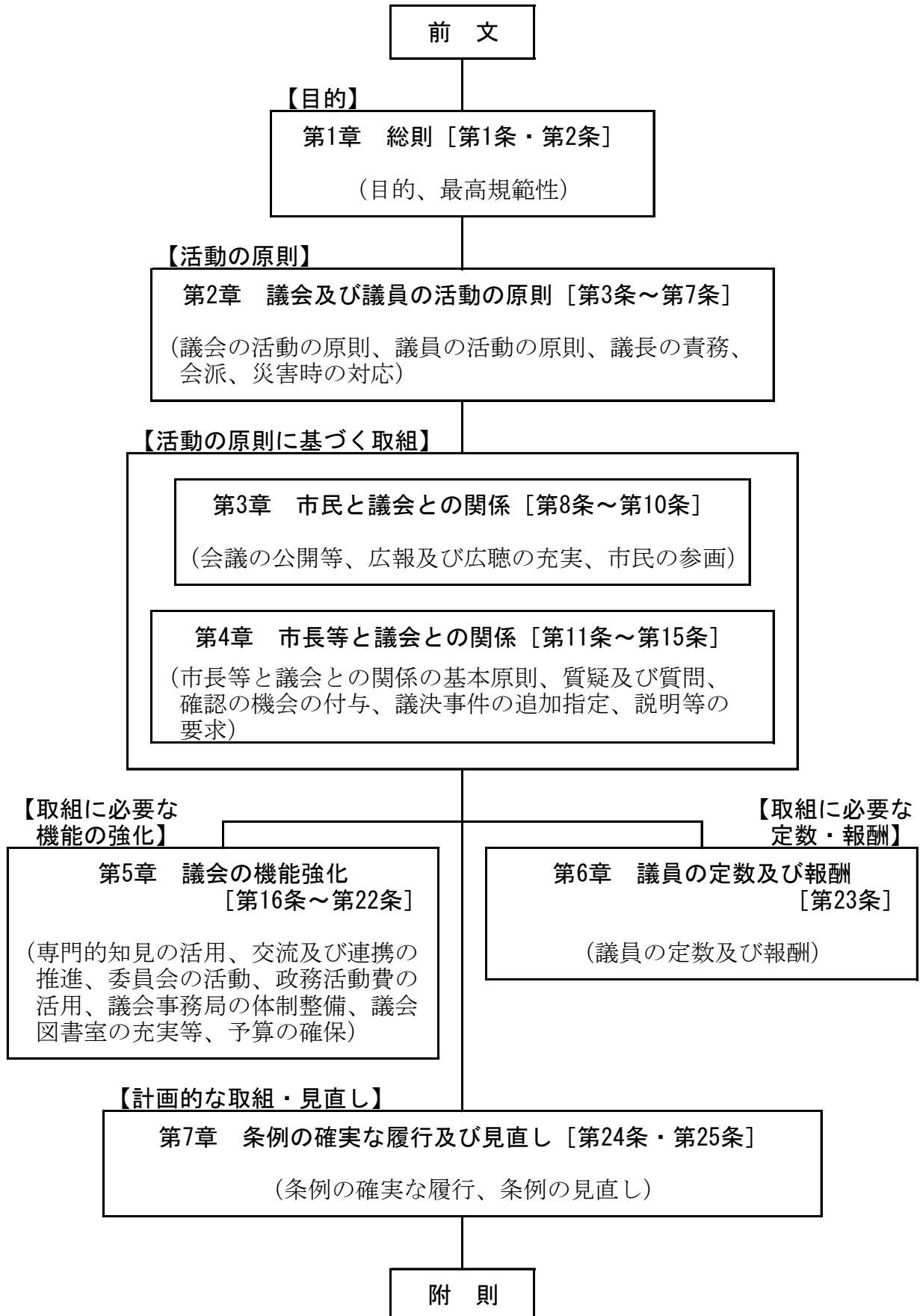
この条例は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた市民の代表である議員が構成する議会として、議会及び議員の活動の原則、市民と議会との関係など議会に関する基本的な事項を定め、それに則って議会と議員が担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に貢献することを目的としています。

～ 市民・市長・市議会の関係 ～



3 条例の構成

舞鶴市議会基本条例は、制定の背景や趣旨を記載した「前文」と、7章、25条からなる本則のほか、条例の施行日を記載した「附則」で構成しています。



4 条例の主な内容

(1) 議会及び議員の活動の原則（第2章）

議会の活動の原則として、①市民の多様な意見の把握と市政への反映、②調査研究等による政策の立案や提言等、③積極的な情報公開と説明責任の全う、④公正性・透明性の確保と行政の監視・評価、⑤不断の改革による議会機能の向上を挙げています。

また、議員の活動の原則としては、①市民全体の福祉の向上と市勢の発展を目指した活動②議員間の自由な討議の尊重と議決責任、③不断の自己研鑽、④市民の代表としての品位の保持を挙げています。

このほか、議長の責務、会派、災害時の対応について定めています。

(2) 市民と議会との関係（第3章）

本会議、委員会などの会議の原則公開と傍聴の促進、多様な手段を用いた広報・広聴の充実、市民と議員の意見交換、公聴会制度と参考人制度の活用、請願審査における請願者の説明機会について定めています。

(3) 市長等と議会との関係（第4章）

市長等との適切な緊張関係、質疑・質問における論点・争点の明確化、確認の機会の付与、議決すべき事件の追加、政策や計画等に関する市長等への説明要求について定めています。

(4) 議会の機能強化（第5章）

学識経験者等の専門的知見の活用、他の地方公共団体の議会との交流や連携、委員会の専門性や特性を生かした調査研究、政務活動費、議会事務局の体制整備、議会図書室の充実・活用、議会活動に必要な予算の確保について定めています。

(5) 議員の定数及び報酬（第6章）

定数及び報酬の見直しに当たって考慮すべき事項を定めています。

(6) 条例の確実な履行及び見直し（第7章）

この条例を確実に履行するための手段、条例の見直しについて定めています。

5 条例制定までの予定

舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱に基づく意見募集の終了後、提出いただいた御意見を考慮して条例案を作成し、平成30年9月定例会において提案・議決する予定としています。

